

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区立大久保スポーツプラザ及び新宿区立公園における運動施設の指定管理について（情報項目の追加）
----	--

内容は別紙のとおり

【報告】

◇第14条第1項（指定管理者による公の施設の管理）

（担当部課：地域振興部生涯学習スポーツ課）

事業の概要

事業名	新宿区立大久保スポーツプラザ及び新宿区立公園における運動施設指定管理者
担当課	生涯学習スポーツ課
目的	施設の指定管理
対象者	大久保スポーツプラザ及び新宿区立公園における運動施設利用者（登録団体及びその他の施設利用者）
事業内容	<p>1 概要</p> <p>新宿区立大久保スポーツプラザ及び新宿区立公園における運動施設の指定管理業務を指定管理者が行うことについては、平成18年度第3回本審議会にて了承された。</p> <p>この度、施設利用に伴う利用料金の窓口支払いを現金のみとしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止を契機として、キャッシュレス決済（クレジットカード）の手法を追加するため、令和4年度から新たな情報（クレジットカード名義）を取得する必要性があり、指定管理者が取り扱う個人情報項目の追加を行う。</p> <p>なお、交通系ICカードも支払手法に追加するが、個人情報は一切取り扱わない。</p> <p>2 想定利用者数</p> <p>約15,000人</p> <p>※個人情報の流れは、資料45-1のとおり</p>

件名 新宿区立大久保スポーツプラザ及び新宿区立公園における運動施設の指定管理について(情報項目の追加)

※太字ゴシック(下線)が、平成22年度第5回本審議会了承済の内容からの変更箇所

施設の名称	新宿区立大久保スポーツプラザ及び新宿区立公園における運動施設
施設の所管課	生涯学習スポーツ課
指定管理者の名称	公益財団法人新宿未来創造財団
指定管理者が取扱う個人情報の業務	1 団体登録業務 2 施設利用業務 3 事業運営業務
指定管理者が取扱う個人情報の項目	団体名、登録区分、氏名、住所、年齢、電話番号、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、メールアドレス、 クレジットカード名義
個人情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン及びサーバ)
指定管理の開始時期及び期限	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(次期指定管理期間以降も、同様の指定管理業務を行う。)
指定管理者としての情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者の名簿を区に提出する。 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 3 個人情報保護法等の関係法令並びに構成団体の個人情報保護管理規程に基づき指定管理者独自のマニュアル類を作成し、新宿区個人情報保護条例と合わせて順守することにより、万全の措置をとる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電磁的媒体(委託先のパソコン及びサーバ)は、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じるとともに、ウイルス感染等がないよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用する。 2 電磁的媒体(委託先のパソコン及びサーバ)を取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行う。 3 施設内の特定のパソコン以外からは、ログインができない設定とする。 4 電磁的媒体(委託先のパソコン及びサーバ)に収集した個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへのアクセス権の設定やパスワードを付して暗号化するなど、情報へのアクセス制御及び情報漏えい防止対策を徹底する。

	<p>5 ログ監視ソフト等により、電磁的媒体（委託先のパソコン及びサーバ）のログを収集・管理するなど、情報漏洩等の事故防止対策を徹底する。</p>
<p>指定にあたり区が行う情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協定書に別紙「特記事項」を付す。 2 取扱責任者及び取扱者の名簿を区に提出させる。 3 提供された情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。 4 指定管理者に、個人情報保護法等の関係法令並びに構成団体の個人情報保護管理規程に基づき指定管理者独自のマニュアル類を作成させ、新宿区個人情報保護条例と合わせて順守させる。 5 収集し、提供された個人情報の管理・保管状況については、随時、立入調査し、確認するとともに、個人情報保護対策を指導徹底する。 6 指定管理期間の満了後又は指定の取消し後、取得した個人情報のうち、紙は、速やかに区に返還するものとする。電磁的記録（委託先のパソコン及びサーバ）は、個人情報を消去し、消去をしたことの証明書を区に提出させるものとする。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電磁的媒体（委託先のパソコン及びサーバ）は、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせるとともに、ウイルス感染等が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用させる。 2 電磁的媒体（委託先のパソコン及びサーバ）を取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。 3 施設内の特定のパソコン以外からは、ログインができない設定とさせる。 4 電磁的媒体（委託先のパソコン及びサーバ）に収集した個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへのアクセス権の設定やパスワードを付して暗号化するなど、情報へのアクセス制御及び情報漏えい防止対策を徹底させる。 5 ログ監視ソフト等により、電磁的媒体（委託先のパソコン及びサーバ）のログを収集・管理するなど、情報漏洩等の事故防止対策を徹底させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙及び丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙及び丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙及び丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙及び丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙及び丙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙及び丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙及び丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙及び丙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙及び丙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙及び丙が業務を行うに当たり乙及び丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙及び丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙及び丙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙及び丙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙及び丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙及び丙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙及び丙は、乙及び丙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙及び丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙及び丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙及び丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙及び丙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。